

令和6年11月教育委員会定例会会議事録要旨

- 1 招集年月日 令和6年11月7日（木）午前10時00分 開会

- 2 招集場所 熱塩小学校 図書室

- 3 出席者
教育長 佐川正人
一番委員 高橋明子
二番委員 長田聡子
三番委員 山口謙太郎
四番委員 遠藤一幸

- 4 出席職員
教育部長 佐藤茂雄
参事兼生涯学習課長 佐藤洋
教育総務課長 真壁由美
学校教育課長 安藤裕明
文化課長 田中勲
中央公民館長 佐藤秀一
文化課主幹 片岡洋
教育総務課長補佐 高橋亮慈
学校教育課長補佐 五十嵐健一
学校教育課長補佐 生江紀彦
生涯学習課長補佐 齋藤謙市朗
中央公民館長補佐 田中正文

- 5 閉会 午前11時58分

- 1 開会 午前10時00分、教育長から、11月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和6年10月の教育委員会定例会議事録について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員から意見なく、承認された。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和6年10月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第23号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第23号 共催及び後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

共催及び後援の承認について、10月定例会以降、共催1件、後援7件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。内容等は所管課から説明します。

(以下について、所管課が説明を行った。)

(学校教育課長)

- ・共催1番 「喜多方市文化祭」

(学校教育課長)

- ・後援1番 「令和6年度喜多方市立第二小学校研究公開」
- ・後援2番 「小学生のためのお仕事ノート会津若松市・喜多方市版 2025年度」

- ・後援3番 「中学生のためのお仕事ブック会津若松市・喜多方市版 2025年度」

(参事兼生涯学習課長)

- ・後援4番 「2024 喝祭きたかた」
 - ・後援5番 「第23回心うつくしまふくしまフォーラム」
- (文化課長)
- ・後援6番 「鬼太鼓座(おんでこご)マラソンライブツアー」
 - ・後援7番 「第184回例会「けん玉公演～遊びから学ぶ～」けん玉座公演」

(学校教育課長)

後援2番及び後援3番に係る事前質問について回答します。

まず、お仕事ブックに取り上げられる市内事業所数ですが、申請者に確認しましたが、現時点では社外秘とのことでした。

次に、キャリア教育で使用している副教材等についてですが、キャリア教育に特化した教科書はございません。本市のキャリア教育では各校の実態に応じた資料等を作成し、使用しています。

次に、お仕事ブックは今回が初めてかどうかについてですが、過去に遡って確認しましたが、初めてのようです。

次に、お仕事ブックは、授業で使うものなのか、利用は現場の先生に任されているのか、教育委員会が奨励する利用方法があるのかについてですが、当ブックのボリュームから使用方法、使用場面等については、各学校にお任せしたいと考えています

次に、配布対象ですが、中学生版は1年生から3年生、小学生版は小学3年生と4年生への配布となります。

使用年次は、申請者に確認しましたが、卒業まで使用できる内容との回答がありました。

次に、学校での配布や利用希望の際には、特に教育委員会の承認は求めないと考えております。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第24号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育長が、報告第24号 損害賠償の額の決定及び和解について説明を求めた。

教育総務課長

損害賠償の額の決定及び和解について専決処分し、令和6年10

月市議会臨時会へ報告したので、別紙のとおり報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

高橋委員 賠償方法について、車両に損害があった場合は、修理をして賠償するというのか。

教育総務課長 修理に要する費用をお支払いし、示談することとなります。

高橋委員 市ではどのような保険に加入しているのか。

教育総務課長 全国市長会学校災害賠償補償保険に加入しています。

長田委員 今回の事案を受けて、教育委員会から各学校に通達等は行っているのか。

教育総務課長 学校に対して確認、調査等を行っています。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項

教育長から、議案第31号、議案第33号、議案第34号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定に基づき、非公開で実施するかどうかを諮ったところ、全員に異議なく、非公開により審議することとなった。また、審議案件の順番を変更した。

議案第30号 令和5年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

教育長が、議案第30号 令和5年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について説明を求めた。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規

定に基づき、令和5年度における喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について、喜多方市教育振興基本計画審議会の意見を付けて、別紙のとおり報告書を作成するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

高橋委員 審議会で出された意見等は、今後、どのように反映されるのか。

教育総務課長 意見によっては、すぐに対応できるもの、時間を要するものもありますが、各担当課において可能な限り反映できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

高橋委員 点検評価の報告書をどのように生かしていくかが重要だと考える。要望として、市民に対して課題や改善の方向性等をわかりやすく示していただきたい。

長田委員 前年度の意見に対する反映についての記載があれば良いと思う。

教育部長 審議会意見への反映について、今後内部で協議を行いながら、来年度の点検評価に備えてまいりたい。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第32号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長が、議案第32号 喜多方市社会教育関係団体の認定について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長 喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、3団体を喜多方市社会教育関係団体に認定するものです。

提案理由は、社会教育関係団体の認定申請があったため、新たに認定しようとするものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

長田委員

NPO法人に関しては、昨年度申請された際は、社会教育に関する活動実績が見当たらないということで、認定が見送られたと思うが、今回は活動実績もあるとのことでした。

確認ですが、社会教育関係団体の認定にあたっては、営利を目的とした事業を行う団体は認定できないとされていますが、このあたりの考えをお聞かせいただきたい。

参事兼生涯学習課長

当団体は、昨年度は認定を見送った経過がございますが、以降、社会貢献活動を行われ、その実績も評価されたところです。

また、当団体の事業は営利的な部分に見えてしまうかもしれませんが、障害者の雇用や自立支援事業、その他社会貢献に関する講演会等の開催も行っています。

以上のことから、社会教育認定団体の要件を満たしていると判断されたところです。

なお、社会教育委員から、毎年度、事務局において財務諸表、活動内容等の書類を確認しながら、継続認定の更新を確認すること、との付帯意見があったところです。

高橋委員

先程、障害者の雇用とありましたが、それは社会教育認定団体として評価されるのでしょうか。

参事兼生涯学習課長

障がい者の雇用等は、認定要件ではございませんが、社会貢献活動を展開している団体であります。

山口委員

他の団体の活動でも一部有料で事業を行っていますが、それ以外にも、市民向けの合唱やコンサート等の社会的な活動を行っている面が、社会教育や文化活動として認められているのかと思います。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第 31 号 喜多方市学校施設整備基金条例について

(非公開)

議案第 33 号 令和 6 年度喜多方市一般会計補正予算（第 7 号）について

（非公開）

議案第 34 号 喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定について

（非公開）

7 連絡事項

令和 6 年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和 6 年 12 月 19 日（木）午前 10 時から開催することを説明した。

8 閉会

午前 11 時 58 分、教育長から、閉会が告げられた。